

令和3年第1回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年1月20日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町中央公民館2階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 上和野 忠 一
3 番 一本木 孝 久
4 番 山 本 長 栄
5 番 上 野 哲
6 番 小赤澤 悦 子
7 番 佐々木 秀 子
8 番 新 田 善 男
9 番 木 村 正 美
10 番 諏 訪 剛 郎
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫 石 小谷地 明 弘
雫 石 長 坂 則 雄
雫 石 田 村 國 彦
御 所 藤 本 伸
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 岡 本 忠 美
西 山 野々村 正 男
西 山 櫻 田 一 夫
西 山 葛根田 善 栄
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 林 尻 勇 人
御明神 中 村 守 男
御明神 石 塚 正 美
御明神 横 欠 初 男

4 欠席した委員

推進委員 雫 石 細川 仁
御 所 米澤 正記

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第6 議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

第7 議案第5号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

第8 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
主 査 高 橋 直 也
主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第1回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、会議録署名人には8番、新田善男委員、9番、木村正美委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積571㎡を、〇〇の為、〇〇と売買しようとするものであります。

番号2、〇〇が所有する畑1筆、面積191㎡を、〇〇の為、孫の〇〇と使用貸借しようとするものであります。番号1については、市街地に近接した小集団の農地であることから第2種農地に区分され、代替性がないことから農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。番号2については、申請地から300m以内に駅・役場等の公共公益的施設がある農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。今回の現地確認委員につきましては、9番、木村正美委員、長坂則雄推進委員、米澤正記推進委員、櫻田一夫推進委員、石塚正美推進委員が行っております。本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を9番、木村正美委員、番号2を長坂則雄推進委員にお願いします。

9番 木村委員

9番、木村です。現地調査全般についてご報告いたします。1月14日、第1班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き番号1についてご報告いたします。場所は17ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約100m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料1の1～4ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが経営する〇〇に隣接する土地を、会社の事業拡大に伴い従業員が増えることから〇〇として利用する計画で申請されたものです。また、これまでも所有者とも何度か交渉してきており今回の申請となったものだと聞いております。現地については、積雪により詳細な状況まで把握できませんでしたが、利用計画も問題なく周囲に与える影響も少ないことから問題ないものと見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

長坂 推進委員

栗石地区、長坂です。番号2についてご報告いたします。場所は17ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約150m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の5～8ページをご覧ください。本件は、〇〇さんの孫である〇〇さんが〇〇を新築するという内容で農地転用の申請があったため、現地を確認して参りました。現地については積雪により詳細な状況が分かりませんでした。現状畑として利用されている状況と見受けられました。また、申請箇所には分筆後の境界杭の目印が設置されており、隣接地も親族が所有する土地であり面積も最小限であることから、周囲に与える影響も少なく問題ないものと思われれます。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。4ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。番号1、〇〇が所有する、田4筆、面積計7,662㎡について、〇〇と。

番号2、〇〇が所有する、田2筆、面積計4,370㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号3、〇〇が所有し、〇〇が利用権の設定を受けている、田6筆、面積計8,692㎡について、子の〇〇に利用権を移転しようとするものであります。

番号4、〇〇が所有する、田3筆、面積計6,138㎡について、

〇〇と利用権を再設定しようとするものであります。

番号5、〇〇が所有する、田3筆、面積計4,732㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については省略いたします。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1と番号3、番号2を分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに農用地利用配分計画の案のうち、番号1と番号3について事務局の説明を求めます。

上路主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。8ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。本案件は、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として利用権を保

有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行う
ものでありますので、所有者の氏名を省略して説明いたします。

番号1、田5筆、面積計8,391㎡を、〇〇に。

番号3、田2筆、面積計4,876㎡を、〇〇に、それぞれ農地中
間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が利用権を設定しよう
とするものであります。いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に
関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われま
す。以上で説明とさせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ご
ざいませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案
第3号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定のうち、番号1と
番号3について可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第3号の番号1と番号3は、原
案のとおり決定いたしました。

次に、番号2については、〇〇委員に関する事項がありますので、
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与で
きませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 番号2について事務局の説明を求めます。

上路主査 引き続き農用地利用配分計画の案について説明いたします。

番号2、田3筆、面積計4,854㎡を〇〇に、農地中間管理機構
たる公益社団法人岩手県農業公社が利用権を設定しようとするもの
であります。本案件についても、農地中間管理事業の推進に関する法律
第18条第5項の各要件を満たしていると思われま
す。以上で説明と
させていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ご
ざいませんか。

委 員 (なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第3号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定のうち、番号2について可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第3号の番号2は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長

日程第6、議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上路主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。11ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。本議案につきましては昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和2年7月22日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を令和2年10月27日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田3筆。

番号2、〇〇が所有する、田3筆。

以上2件、計6筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところであります。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第5号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

事務局及び農林課担当の説明を求めます。

上路主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。13ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。はじめに農振農用地区域からの除外について説明いたします。

番号1、〇〇所有する、田1筆、面積4,887㎡について、〇〇が事業用地として利用し〇〇用地とするため。

番号2、〇〇が所有する、畑1筆、面積599㎡について、〇〇が隣接する宅地と一体的に使用し〇〇用地等とするため、それぞれ農用地区域から除外しようとするものであります。

つづきまして、農振農用地区域の用途変更申請内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、畑1筆、面積11,672㎡について、〇〇が〇〇整備のため。

番号2、〇〇が所有する、田1筆、面積1,821㎡のうち180㎡について、〇〇設置のため、それぞれ農用地区域から農業用施設用地へと用途を変更しようとするものであります。なお、番号2につきましては既に事業は終了しており、2アール未満の農業用施設で農地転用不要の案件であるため、昨年7月14日付けで農地の現状変更届

出を受理しているものであります。農振農用地区域からの除外の案件につきましては、いずれの案件も農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する、農用地区域から除外する農用地区域の変更の各要件を満たしているものと思われます。また、農振農用地区域の用途変更の案件につきましては、いずれの案件も計画内容から同法律第10条第3項に規定する農用地の利用上必要な施設の用に供される土地に該当すると思われます。以上で私からの説明とさせていただきますが、引き続き農林課の担当から補足説明等申し上げます。

農林課 高橋

農林課、高橋です。この度、軽微な変更該当用途変更についても意見を伺うことにした経緯を説明いたします。農業委員会への意見の聴取は農業振興地域の整備に関する法律施行規則において定められており、市町村が計画を定めようとする場合には農業委員会の意見を聴くこととされ、これは計画を変更しようとする場合についても準用されます。ただし、1ヘクタールを超えない用途変更については軽微な変更という扱いになり意見の聴取は適用されません。今回の場合は用途変更の番号2、〇〇氏の案件がこれにあたります。これまでは軽微な変更を除いたリストを作成し意見の照会を行っておりましたが、意見聴取の趣旨からみれば個別の案件の妥当性に加えて、計画を変更することそのものに対しての意見を伺うべきものと考えます。このことから今回は軽微な変更もあわせた形で意見照会を行うこととしました。これに伴い、案件個別ではなく計画の変更に対して一括で意見をいただく形になりましたが、この対応は他自治体の例を参考にいたしました。今後も今回のように軽微な変更が混在する場合にはあわせてご意見をいただくことで統一していきたいと考えています。

議長

事務局及び農林課担当の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告について、農振農用地区域からの除外申請の番号1と番号2を、石塚正美推進委員、農振農用地区域の用途変更申請の番号1と番号2を櫻田一夫推進委員にお願いします。

石塚 推進委員

御明神地区、石塚です。除外申請の番号1から2についてご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は17ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の9～11ページをご覧ください。本件は、〇〇のため〇〇を設置する計画で、農振農用地区域内から除外の申請がされたものと聞いております。現地を確認したところ、積雪により詳細な状況は把握できませんでしたが、牧草として利用されている土地と聞いております。計画内容からほぼ現状のまま利用することとありますし、周囲に影響を及ぼす恐れはないと思われますので、除外については問題ないものと思われます。

次に番号2についてです。場所は17ページにあります『農振除外：〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約1.1kmに位置する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の12～14ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが所有している宅地を空き家とともに不動産業者を介し売りに出しており、その買い受け希望者である〇〇さんが、隣接する畑も同時に購入して〇〇等に利用したいとの事から農振農用地区域からの除外の申請がされたものだと聞いております。現地を確認したところ、こちらも積雪により詳細な状況までは把握できませんでしたが、宅地と隣接し一体的な区画となっており計画内容から周囲の農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われまますので、一部土地の除外については問題ないものと思われまます。

櫻田 推進委員

西山地区、櫻田です。用途変更申請の番号1から2について、ご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は18ページにあります『農振用途変更：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約1kmに位置する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の15～17ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが規模拡大を図るため自宅に隣接する畑に〇〇等の農業用施設を整備する計画であり、農振農用地区域の用途変更申請が出されたものだと聞いております。現地を確認したところ、積雪により詳細な状況は把握できておりませんが計画内容から農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われまますので、用途変更については問題ないものと思われまます。

次に番号2についてです。場所は17ページにあります『農振用途変更：〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約250mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の18～20ページをご覧ください。本件は、令和2年第7回の総会で現状変更に関する届出として報告され、農業委員会で必要な手続きは完了しておりますが、農用地区域内であることから用途変更を行うものだと聞いております。現地については7月にも第5班が一度確認しておりその状況等も変わりなく、用途変更については問題ないものと思われまます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。農林課高橋さんに再度お聞きしますが、今回は1ヘクタールを超えないので、本来は必要ないということだと。1ヘクタールと抱き合わせて用途変更するということですがけれど「今後も1ヘクタールを超えない分については～」という部分が聞きとりにくかったので、1ヘクタール未満の部分について、出てきた時にはやるかやらないのか、また、1ヘクタールを超えるものと一緒に抱き合わせた時にはやるということなのか、そこをもう一度説明してほしい。

農林課 高橋

1ヘクタールを超えない軽微な変更のみで計画変更をかける場合には、従来どおりですので決定報告のみです。しかし、今回のように合わせてご案内する場合には、一緒に皆様の意見を伺いたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長

ほかにございせんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第5号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長

日程第8、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上路主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。15ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、朗読をもって説明とさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参

与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年1月20日、雫石町農業委員会」以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。どういう内容の事をやろうとしているのかというので、議案6号の部分の下から2行の所に、『年1回以上同様の取り組みを実施するよう全国農業会議所より要請があった』と記載されていますが、この内容というのは、決議の部分の2番の『法令遵守を徹底するための研修等を実施する』ということを行っているのか、どういう事を言おうとしているのか理解できないので、もう少し詳しく説明していただきたい。

上路主査

全国農業会議所からのお知らせでは『申し合わせ決議の案の1と2について年1回確認して進めていくように』と通知でありましたので、昨年1月にも同様に議案提出させていただいていましたが、今回も議案提出させていただいたところです。

9番 木村委員

9番、木村です。『同様の』と書いているものですから、同様というのはそれと同じようなものを持つということだと思うので、昨年1年間も何かやったかなと思うものですから。同様のというのはどういう事をやれということなのかなと。

上路主査

議案第6号の『農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議を年に1回行なうように』という部分が同様にという部分に該当します。

9番 木村委員

9番、木村です。では、この委員会の中で決議をすればいいんだと、そういうことですね。2番の『法令遵守を徹底するための研修等を実施する』という部分は別に要らないと。ただ決議を総会の中で可決すればいいんだという部分を行っているということですね。

上村事務局長

年1回、こういう形で読み上げることによって『法令遵守しましょう』と意識させるのが目的だと解釈しております。

9番 木村委員

2番で『研修等を実施する』と書いてあるものだから、研修となると1時間くらい話聞かなくてはならないのかなとなるので、決議だけ

すれば別に変わらないと思うので。研修等を実施するという部分が出てくるものですから「じゃあ今度研修やらなきゃいけないのか」という事になるものですから。ただ決議をするだけでいいというのであれば、こういうのを書かなくてもいいのではないか。

議 長

皆さん既にお感じだと思っておりますが、総会の内容等を一般の人達に話されると良くないので、「そういうところに気をつけて欲しい、ということ徹底して下さい」という内容だと思っております。改めてこういう機会をつくって法令の遵守を求めていくものと思っておりますので『こういうことに気を付けていきましょう』という申し合わせです。

議 長

ほかにございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後2時56分

以上が令和3年1月20日、雫石町中央公民館2階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 1 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 8 番

9 番
